

「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」（前回委員会からの修正点）

※アンダーラインは前回安全・安心委員会からの追加・修正箇所

番号	項目	意見	修正の考え方	修正内容等
1	防犯指針の名称について	「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」について、「各種」は不要ではないか。	修正しない。 防犯指針については、「総則」と6つの対象が異なる「各種」指針により構成されているものなので、継続して名称に「各種」を付けることとする。	左記理由から、修正しない。
2	サブタイトルについて	サブタイトルの『入りにくく、見えやすい』を目指してでは、「犯罪を企図する者が」等といった主語がないとわかりにくい。特に、商業施設等や住宅についての指針を利用者が読むと、サブタイトルは「拒絶」の印象に映りかねない。 もし、サブタイトルをつけるのであれば、「犯罪を起こさせない環境づくりを目指して」などと表示した方が良いと思われる。	意見のとおり、修正する。	サブタイトルをつけないこととするが、「1 総則」（4）基本的な考え方の冒頭に、「入りにくく、見えやすい」まちづくりを目指す旨を記載する。 <修正内容> (4) 基本的な考え方 <u>犯罪が発生しやすい場所として、一般的に「入りやすく」「見えにくい」場所が危険性が高いと捉えられており、その逆の「入りにくく」「見えやすい」場所が多いまちづくりを目指すことで、犯罪を誘発する要因を除去し、安全・安心まちづくりを推進します。</u> 2頁
3	防犯指針を有効にするためには	防犯指針を有効にするためには「県民一人一人の防犯意識・注意の上に立つもので、継続的な啓発・訓練が求められる」ことも明記した方が良いと思われる。	意見のとおり、修正する。	「1 総則」に新たに（6）「有効活用の推進」を追加し、（6）に記載することとする。 <u>（6）有効活用の促進</u> <u>イ 防犯指針の周知</u> <u>防犯指針の有効活用を促進するために、広く県民に対して防犯指針に関し周知を行います。</u> <u>ロ 防犯意識の共有</u> <u>防犯指針を活用し、県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を共有し、県民自らが有効な防犯対策を講じます。</u> <u>ハ 継続的な啓発・訓練</u> <u>防犯指針を活用し、県民一人ひとりが防犯意識を持ち続け、継続的な啓発・訓練に努めます。</u> 12頁
4	人的な防犯活動の充実について	「自らの安全は自らで守る」「地域の安全は地域で守る」ことが求められた条例や基本計画との関連や整合性において、ハード面を支えるのは、マンパワーの発揮などソフト面充実が不可欠であることを明記する必要がある。	意見のとおり、修正する。	「1 総則」（4）基本的な考え方ホ防犯設備の効果的な活用に追加記載することとする。 <u>（イ）人的な防犯活動の充実</u> <u>犯罪が起きにくい環境づくりのため、防犯設備（ハード面）を効果的に活用するには、人的な防犯活動（ソフト面）の充実が不可欠です。</u> 9頁
5	1 総則 (3) 指針の方向性	これまでの防犯指針は、条例や基本計画で具体的指針の必要な、学校等、通学路道路等、住宅、深夜商業施設等について配慮すべき点だったが、今回の社会情勢の変化に鑑み大規模小売店舗・社会福祉施設を追加したことで、県民及び観光客などを取り巻く環境全ての安全・安心をカバーしていく姿勢を打ち出したように感じられた。この点について、(3)指針の方向性でも、「当該指針は、社会情勢の変化に対応し、犯罪の起きやすい状況や環境に着目して犯罪を誘発する要因を除去するよう、基本計画の目標である『犯罪の起きにくい環境づくり』に向けた配慮すべき事項をまとめ、究極的には公共空間全体の防犯性を高めることを目指す」ことを明記した方が指針の位置づけがはっきりと伝わると思う。	意見のとおり、修正する。	「1 総則」（3）方向性に追加記載することとする。 (3) 方向性 <u>防犯指針は、犯罪の起きやすい環境（状況）に着目し、県民、事業者等（以下「県民等」という。）の自主的な活動により、犯罪を誘発する要因を除去することで、</u> <u>イ、ロ、ハ 略</u> <u>を進めることを目指しています。</u> <u>特に今回の防犯改定指針では、社会情勢の変化に対応し、「犯罪の起きにくい環境づくり」に向けた配慮すべき事項をまとめており、この内容を広め、公共空間全体の防犯性を高めることを目指しています。</u> 2頁

番号	項目	意見	修正の考え方	修正案等
6	1 総則 (4) 基本的な考え方	(4) 基本的な考え方では、防犯指針を実現するための4事項として」 ①見通し・照度の確保（植栽剪定・照明等） ②接近の制御（侵入防止の対策、フェンスなど） ③被害対象物・人の強化（防犯性の高い素材の使用，人に対する指導訓練・啓発・教育） ④領域及び連携の強化（コミュニティ強化・防犯パトロール・人材育成・CSR・団体及び事業者間の情報共有など） 以上4点を始めに示した上で、4事項に基づいた活用をより有効にするために防犯カメラなどの各種防犯設備を効果的に活用する。として、ガイドラインに従った防犯カメラの積極的な活用を促す。この4事項の相関関係を図示した上で、基本計画（第3期）の4（2）安全・安心まちづくりのための環境整備の体制図（県・市町村・警察・県民・事業者）も同時に掲載して指針に基づいた活動の推進イメージ共有を図りたい。	意見を取り入れ、修正する。	(4) 基本的な考え方 <u>犯罪が発生しやすい場所として～略（番号2参照）</u> <u><基本的な5つの考え方></u> イ 照度・見通しの確保 ロ 犯罪被害の対象となる人・物への接近の制御 ハ 犯罪被害の対象となる人・物の強化（新規書き起こし：詳細は6頁） ニ 地域住民等の連携の強化 ホ 防犯設備の効果的な活用 として冒頭で5つの考え方を示し、5つの考え方について各項目で詳細に記載する。 2頁 <u>安全・安心まちづくりのための環境整備の体制図は、（6）有効活用の促進に図示。</u> 12頁
7	2 児童等の安全の確保のための指針 (ロ) 防犯カメラの効果的な設置場所	大規模商業施設等とは異なり、学校は様々な者が入る施設ではないので、侵入できるポイントが決まってくると思われる。出入口を限定し、そこを通った際に音が鳴ったり、ランプが点灯することが分かるようにすれば、高額な防犯カメラを設置しなくても対応できると思われる。	意見を取り入れ、修正する。 センサーライトやブザー等の設置の検討に関する記載を追加する。	イ 学校等への不審者侵入防止体制の確立 (イ) 敷地内への不審者侵入防止対策 ○ 略 ○ 略 ○ 門は、学校や地域の状況に応じ、来校者の確認のためのインターホン、侵入監視のためのセンサーライトやセンサーブザー、防犯カメラ、遠隔操作による開閉が可能な電気錠等の防犯設備の設置等について検討する必要がある。 13頁
8	2 児童等の安全の確保のための指針 ハ被害防止教育の推進	学校と通学路の安全のみについて言及しているので、例えば休日等や通学路以外の児童等の安全確保についてはどうかと疑問に思う。児童等の被害を防止をする上で、被害防止教育はとても重要であると思われるので、被害防止教育に関しては強化していくべきであると思われる。	意見のとおり、修正する。 具体的には、(2)通学路等の安全対策のハ被害防止教育の推進としていた項目を、(3)被害防止教育の推進として、通学路から独立した項目とする。追加した項目は、基本計画の(6)子どもに関する安全教育の推進から引用。	(3) 被害防止教育の推進 <u>「自らの安全は自らが守る」という自立的な防犯意識を育てるため、できるだけ早い年代から、子どもの年齢や発達段階に応じた効果的な安全教育を推進し、子どもの犯罪回避能力を育てる。</u> イ 参加・体験型の訓練の実施 不審者から声をかけられた場合や危険な事案に遭遇した場合の対応訓練など、子どもに危険を回避する能力を身に付けさせる参加・体験型の訓練を実施する。 ロ 相談窓口における情報の共有化 <u>子どもへの効果的な安全教育のため、子どもを対象とする各種相談窓口における子どもの安全対策に関する情報の共有化を推進する。</u> ※いかのおすしのイラスト追加 23頁
9	3 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針 ニチェーン用バーラック、サイクルラック等の設置 2番目の○	「駐輪場の設置者等は、チェーン用バーラック、サイクルラックの利用を徹底する。」と記載されているが、「設置者等は使用方法の表示等を行い、チェーン用バーラック、サイクルラックの利用を徹底させる」が正しいのではないか。	意見のとおり、修正する。	○ 駐輪場の設置者等は、 <u>使用方法の表示等を行い、</u> チェーン用バーラック、サイクルラックの利用を徹底させる 28頁

番号	項目	意見	修正の考え方	修正案等
10	4 住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針 (イ) 自転車置場 オートバイ置場 b	自転車置場・オートバイ置場については、可能な限り管理人室等の近くに配置した方が良いのではないか。	意見のとおり、修正する。	b 屋内に設置する場合は、構造上支障のない範囲で、 <u>管理人等の目に届きやすいように配慮するとともに、周囲に外部から自転車置場等の内部を見通すことが可能となる開口部を確保する。</u> 38頁
11	5 深夜商業施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針 ト現金自動預払機等(ATM) 1番目の○	現金自動預払機等(ATM)の配置場所について、「可能な限り従業員等の目が届く場所」に配置するように配慮する等追加した方が良いのではないか。	意見のとおり、修正する。	○ 店舗に現金自動預支払機等を設置する場合は、 <u>従業員等の目に届きやすい場所であるか配慮しながら、道路等または施設内から見通しが確保された位置に配置する。</u> 51頁
12	6 大規模小売店舗等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針 フ現金自動預払機等(ATM) 1番目の○	現金自動預払機等(ATM)の配置場所について、「可能な限り従業員等の目が届く場所」に配置するように配慮する等追加した方が良いのではないか。	意見のとおり、修正する。	○ 店舗に現金自動預支払機等を設置する場合は、 <u>従業員等の目に届きやすい場所であるか配慮しながら、道路等または施設内から見通しが確保された位置に配置する。</u> 56頁
13	7 社会福祉施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針 ロ敷地内での不審者の発見・排除対策 2番目の○	「玄関、サッシ等に補助錠を取り付けたり、防犯フィルム等を窓ガラスにはり付ける」と記載されているが、社会福祉施設等の場合、場所によっては、消防の指導の上で補助錠をつけないように指導される場合もあるので、何か補足的な記載があった方が良いと思われる。	意見のとおり、修正する。	○ <u>消防署等関係機関に確認の上、玄関、サッシ等に補助錠を取り付けたり、防犯フィルム等を窓ガラスにはり付ける。</u> 59頁
14	7 社会福祉施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針 ニ安全を守るための訓練の実施 1番目の○	「施設への不審者侵入等の緊急事態が発生した場合、迅速に110番(119番)通報等が行えるよう、通報や緊急連絡の仕方を訓練しておく」と記載されているが、110番(119番)通報等ではなく、「110番(119番)通報、非常通報装置を使用した通報等」と非常通報装置による通報を記載した方がよいと思われる。	意見のとおり、修正する。	○ 施設への不審者侵入等の緊急事態が発生した場合、迅速に110番(119番)通報、 <u>非常通報装置を使用した通報等</u> が行えるよう、通報や緊急連絡の仕方を訓練しておく。 61頁